

日	曜	区	場所	時間	当局	対応
12/23	木	江東区	江東区役所 7階74会議室	17:30	副区長	多田
12/24	金	足立区	足立区役所10階	15:30	副区長	多田
12/27	月	北区	北区役所第1庁舎別館2階	17:00	副区長	多田
1/11	火	江戸川区	江戸川区役所	16:30	副区長	坂部
1/13	木	大田区	大田区役所 5階特別会議室	17:00	副区長	西村
1/14	金	杉並区	杉並区役所	17:00	人事課長	江森
1/14	金	豊島区	豊島区役所 5階501室	17:00	総務部長	坂部
1/18	火	品川区	品川区役所	17:00	総務部長	坂部
1/18	火	葛飾区	葛飾区役所 5階庁議室	17:00	総務部長	西村
1/19	水	中野区	中野区役所 4階庁議室	16:00	総務部長	多田
1/21	金	新宿区	新宿区役所	15:30	副区長	西村
1/24	月	渋谷区	渋谷区役所	16:30	人事部長	渡辺
1/24	月	荒川区	荒川区役所 4階経理課会議室	17:00	管理部長	西村
1/25	火	港区	港区役所10階	17:45	総務部長	江森
1/25	火	千代田区	千代田区役所	16:50	副区長	西村
1/25	火	中央区	中央区役所別館10階研修室	17:10	職員課長	坂部
1/25	火	板橋区	板橋区役所	17:40	総務部長	多田
1/26	水	墨田区	墨田区役所	17:00	総務部長	坂部
1/26	水	世田谷区	世田谷区役所	17:30	総務部長	坂部
1/27	木	目黒区	目黒区役所	17:30	人事課長	坂部
1/26	水	練馬区	練馬区役所19階会議室	18:00	人事戦略担当部長	多田
1/28	金	文京区	文京区役所	11:45	副区長	多田
1/31	月	台東区	台東区役所	17:00	副区長	多田

2021賃金確定闘争 定年引上げに係る 区長会の最終提案に対するわが組合の判断について

2022年2月7日
東京清掃労働組合
第9回中央委員会

1. 定年延長制度をめぐる経過

一昨年、政府が閣議決定し、国会へ提出した、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、検察庁法改正案と束ねられたため、廃案となり、「地方公務員法の一部を改正する法律案」は継続審議となった。

政府は、問題となった検察庁法改正案をはずして、同法案を再提出し、2021年6月7日に参議院において可決し、同日に公布された。また、参議院における可決に際し、自治労働組織内議員の奮闘により、



▲1/22 第2回 拡大闘争委員会



▲1/25 第6回 団体交渉



▲2/7 第9回中央委員会

2. 各区要請日程及び担当四役、主な日程

- 12月17日(金) : 第7回中央委員会
- 12月23日(木) ~ 1月31日(月) : 定年延長制度に関わる各区要請
- 1月19日(水) : 第8回中央委員会
- 1月21日(金) : 第6回団体交渉
- 1月22日(土) : 第2回拡大闘争委員会
- 1月24日(月) : 2021賃金確定闘争学習総決起集会
- 1月25日(火) : 第7回専門委員会交渉
- 2月2日(水) : 副区長会役員要請
- 2月4日(金) : 第2回小委員会交渉
- 2月7日(月) : 第8回専門委員会交渉
- 〃 : 第7回団体交渉
- 〃 : 第9回中央委員会

3. 第2回拡大闘争委員会

1月22日、第2回拡大闘争委員会を開催し、第6回団体交渉の経過を周知し、「2021賃金確定闘争」を定年引上げに係る最終局面を迎えるにあたって「案」を全体で確認した。

併せて、区長会が最終交渉委員会における63歳定年制をはじめとして、60歳超の職員の月例給が再任用賃金を下回らない方策を求め、全力で取り組むことを確認した。

4. 区長会の最終提案について

①組織全体としての活力の維持を図るとした本提案の趣旨と国等の状況を踏まえ、業務職給料表のあり方を受け、業務職給料表の適用を受ける職員に係る年齢による昇給抑制について、令和5年4月1日から、その基準となる年齢を現行の55歳から57歳に引き上げるとともに、経過措置として、見直し前の制度が適用されて

②業務職給料表のあり方については、これまでの交渉経過を踏まえ、皆さんと意見交換や研究を進めてまいりたいと考えております。

③統一交渉における妥結結果に係る皆さんの意見等については、各区に伝えるとともに、今後も皆さんと



▲2/2 副区長会役員会要請



▲2/7 第7回 団体交渉

5. 区長会の最終提案に対するわが組合の判断について

60歳超の賃金水準について、年収ベースでは全員が再任用賃金を上回ることを区長会に対し、我われは、生活給の基本は月例給であり、月例給ベースで殆どの職員が再任用賃金を下回ることを改善を求めた。11月18日の団体交渉以降、改善策を打ち出そうとしない区長会に対し、国家公務員法の63歳定年制の導入をはじめとして、様々な方策を提示してきた。しかし、区長会はその提案に対し、できない理由を並べるばかりで、交渉は一向に進展を見せなかった。こうした中、各区において、我われの賃金水準の低さからくる問題として、60歳以降の賃金水準について、対応策を講じたことは、区長会としても我われの賃金水準の低さを認識したと言っても過言ではない。

引き続き、様々な方策を検討しながら、清掃職員の賃金水準の向上を目指していかねばならない。

また、統一交渉の妥結を踏まえ、各区における運用についても、妥結時に少しでも縛りをつけていく必要がある。その時々の妥結内容を踏まえ、こうした点も慎重に進めていく必要がある。

最後に、昇任資格基準の上限年齢については、年齢によって一部の職員の昇任機会が奪われることがあってはならない。定年延長制度の施行が2023年4月1日となっていることから、次年度の賃金確定交渉中にこの問題の解決も図らなければならない。

6. 最後に (今後の取り組みについて)

今回の年齢による昇給抑制の見直しを踏まえても、半数以上の組合員が月例給において、再任用賃金を下回る。これを解消するためには、給料表総体の水準の引き上げが必要である。今回の闘争において、現業職である我われの給与制について、ものによっては人事委員会の承認が必要であることや、給与条例が一本化されていることなど、改めて認識することとなった。これらの事実は一長一短があるが、今後に向けて一考していかねばならない。いずれにせよ、今賃金確定交渉の中で、区長会が初めて「特別区の業務職給料表は、高い水準にある」との認識を示さず、継続後の交渉では、我われを配置し、本部四役による説明を含めた帯同を行い、月例給で再任用賃金を下回ることの不当性や、そもそも本部四役帯同による要請行動を取り組んだ。結果として、最終提案として「年齢による昇給抑制の見直しについて(案)」が示された。

内容としては、年齢による昇給抑制を55歳から57歳に引き上げるといふものであり、あわせて、在職者調整を行うことも確認した。

また、そもそもこうした事態を招いたのは、特別区の業務職給料表の水準の低さが原因であることを訴え、区長会からは、我われと意見交換や研究を進めるとし、統一交渉妥結後の各区の対応についても、我われの意見を各区に伝えるとともに、協議を重ねていくとの回答を得た。昇任資格基準の上限年齢についても、我われの課題認識について、受け止めたことと捉え、課題は残るものの、一定の到達点として判断したい。

この状況を開き、中央委員を提示するも、区長会ではきない理由を並べることに終始し、解決を図る姿勢が見られなかった。この状況を打開するため、各区における要請行動

